

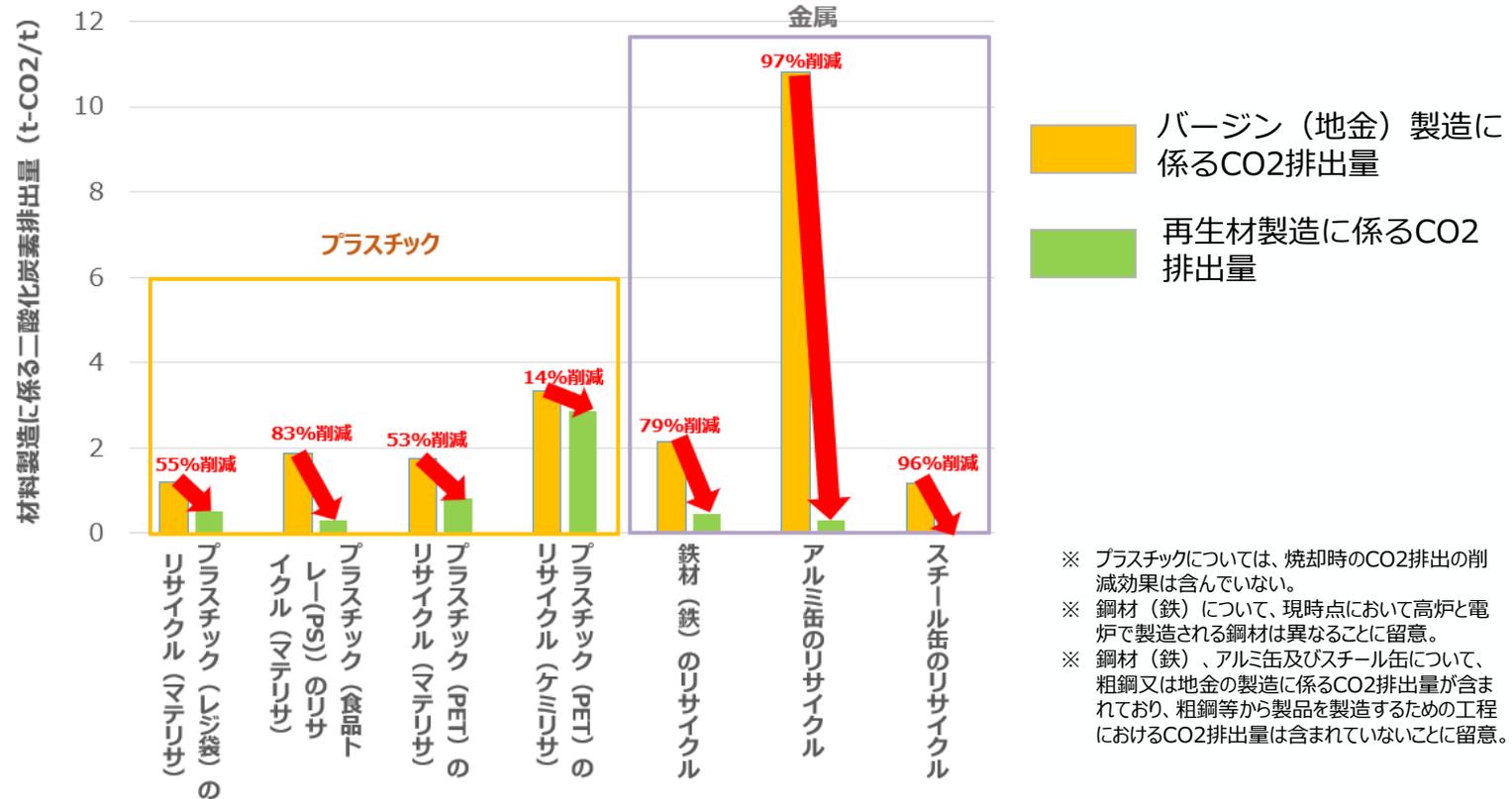
脱炭素化再生資源利用ワーキンググループ 事務局資料

2025年7月

経済産業省GXグループ資源循環経済課

再生資源の利用計画策定・定期報告

- **脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源（脱炭素化再生資源）を原材料として利用することが特に必要な製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）を指定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、計画の作成（脱炭素化再生資源の利用目標等）及び定期の報告を求める。**
- **これにより再生資源の利用をモニタリングする仕組みを構築し、必要に応じて再生資源利用の改善を促していく。**



脱炭素化再生資源の選定について

- 脱炭素化再生資源として、**再生プラスチック**を指定。再生プラスチックの定義については、プレコンシューマ材及びポストコンシューマ材の両方を含むものとして調整中。

<指定の考え方>

指定要件

①脱炭素化の観点

- 天然資源に比べて、再生資源を利用することでその原材料のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量を大きく低減できること
- 世界的に脱炭素に資する製品に必要な資源の需要が増加する中で脱炭素社会の形成のために必要不可欠な製品に利用される資源であること。

②海外依存度の高さから安定的な供給が求められること。

③技術的・経済的に再生資源の利用が可能※であるにもかかわらず、市場に任せては十分に利用されないこと。

※「技術的に可能」：現在の技術水準等を考慮してその技術的可能性があること。

※「経済的に可能」：設備投資による負担が著しく過重であるなど、経済的におよそ不可能なものではないこと。

(出典：資源有効利用促進法逐条解説)

プラスチック

プラスチックを再生資源として利用することにより、二酸化炭素の量を大きく低減可能。

プラスチックの原料となる石油は輸入依存度が高い。

再生プラスチックの利用に関しては、技術的・経済的にも利用が可能な状況であるが、国内廃プラスチックが年間800～900万トン発生しているにもかかわらず、そのうち国内での再生資源の利用率は5%程度に留まっている。

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の選定について

- 国内の再生プラスチックの供給基盤の確立に向けては、需要と供給の両輪で取り組む必要がある。容器包装（食品（PETボトル以外）や医薬品を除く）、家電4品目、自動車の業界が率先して再生プラの利用拡大を主導していくことを期待。

<指定の考え方>

指定要件	容器包装	電気電子機器	自動車
①当該製品に脱炭素化再生資源を原材料として利用することによるその資源の採掘や資源を活用した原材料の製造に伴う二酸化炭素の排出量の削減効果が大きいこと。 （プラスチックを多く消費する業種）	プラスチック消費量が350万トンと大きく、再生プラスチックの利用による二酸化炭素の排出削減効果が大きい。	プラスチック消費量が130万トンと大きく、再生プラスチックの利用による二酸化炭素の排出削減効果が大きい。	プラスチック消費量が115万トンと大きく、再生プラスチックの利用による二酸化炭素の排出削減効果が大きい。
②技術的・経済的に当該製品に脱炭素化再生資源を原材料として利用できる状態にあるが、市場に任せては利用されないこと。 1. 使用済物品の効率的な回収体制が整備されている。 2. 回収された使用済製品から得られた再生資源を分離・再利用することが可能。 3. 現状、再生資源の利用量が少ない。	1. 容器包装リサイクル法に基づく回収ルートが確立している。 2. 約75万トンがマテリアルリサイクルされており、再利用することが可能。 ※ 3. 現状、プラスチック製容器包装への利用は進んでいない。 ※食品（PETボトル除く）や医薬品については、食品衛生法や薬機法の制約があり、直ちに再生プラスチックを利用することは難しい。	1. 電気電子機器のうち、家電4品目については、家電リサイクル法に基づく回収ルートが確立している。 2. 14万トンの再生プラスチックが生産されており、再利用することが可能。 3. 現状、家電4品目への利用は1万トンに留まっている。	1. 自動車リサイクル法に基づき回収ルートが確立している。 2. バンパー等の部品は再利用が進んでいる。環境省の「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」において、再生プラスチックの利用可能性の向上に取り組んでいる。 3. 自動車に要求される安全性等の品質を満たした再生プラスチックの供給が進んでいないことを背景として、自動車への利用は進んでいない。
その他、考慮すべき事項	EUのPPWR（包装材と包装廃棄物に関する規則）は、2030年以降に再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化。		EUのELV規則案は、規則案発効から72ヶ月後に、新車生産に必要なプラスチックの25%以上（うち廃車由来で25%以上）で再生プラスチック利用を義務化。 ※欧州議会で20%（うち廃車由来15%）に引き下げる修正案提示。

生産量又は販売量の要件について（容器包装）

- 計画作成及び定期報告、勧告・命令の対象は、生産量（製造発注を含む）又は販売量（輸入販売に限る）が一定の要件に該当する事業者となる。要件を以下のとおり定めてはどうか。

<事務局案>

指定脱炭素化再生資源利用促進製品	指定脱炭素化再生資源利用促進事業者	計画・定期報告に関する生産量又は販売量の要件	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件
プラスチック製の容器包装 （主務省令で定めるものを除く。）	プラスチック製の容器包装 （経済産業省令で定めるものに限る。）を製造する事業者 ・その事業の用に供するためにプラスチック製の容器包装の製造を発注する事業者 ・プラスチック製の容器包装に入れられ、又はプラスチック製の容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者	一万トン	一万トン

・容器包装全体（食品・医薬品除く）の約6割をカバーする水準。
・1万トンを超える事業者は約40社が想定され、容器包装メーカーに加え、容器包装を利用する事業者として飲料や日用品の大手事業者などが該当。

生産量又は販売量の要件について（自動車）

- 計画作成及び定期報告、勧告・命令の対象は、生産量（製造発注を含む）又は販売量（輸入販売に限る）が一定の要件に該当する事業者となる。要件を以下のとおり定めてはどうか。

<事務局案>

指定脱炭素化再生資源利用促進製品	指定脱炭素化再生資源利用促進事業者	計画・定期報告に関する生産量又は販売量の要件	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件
自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に限る。）	自動車の製造事業者、製造を発注する事業者、自ら輸入したものを販売する事業者	一万台	一万台

・現行資源法において、自動車は特定省資源業種、指定省資源化製品、指定再利用促進製品に指定されており、いずれも生産台数1万台を要件としている。
・国内メーカー大手11社がすべて対象となり、輸入販売台数についても約8割をカバーする水準。

生産量又は販売量の要件について（家電）

- 計画作成及び定期報告、勧告・命令の対象は、生産量（製造発注を含む）又は販売量（輸入販売に限る）が一定の要件に該当する事業者となる。要件を以下のとおり定めてはどうか。

<事務局案>

指定脱炭素化再生資源利用促進製品	指定脱炭素化再生資源利用促進事業者	計画・定期報告に関する生産量又は販売量の要件	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件
ユニット形エアコンディショナ	ユニット型エアコンディショナの製造事業者、製造を発注する事業者、自ら輸入したものを販売する事業者	五万台	五万台
テレビ受像機	テレビ受像機の製造事業者、製造を発注する事業者、自ら輸入したものを販売する事業者	五万台	五万台
電気冷蔵庫	電気冷蔵庫の製造事業者、製造を発注する事業者、自ら輸入したものを販売する事業者	五万台	五万台
電気洗濯機	電気洗濯機の製造事業者、製造を発注する事業者、自ら輸入したものを販売する事業者	五万台	五万台

・現行資源法において、家電は指定省資源化製品・指定再利用促進製品に指定されており、いずれも生産台数5万台を要件としている。
 ・家電リサイクル法対象事業者全ての生産台数及び輸入台数の概ね9割をカバーする水準。

再生材利用に関する判断基準

- 今後、省令において、対象製品ごとに事業者の判断となるべき事項（判断基準）を策定予定。

判断基準のイメージ

①再生プラスチックの利用量及び利用率の向上

- 事業者は、耐久性、安全性その他の〇〇の品質に対する〇〇の需要者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造する〇〇の再生プラスチック利用量及び利用率を計画的に向上させるものとする。
- 事業者は、製造される〇〇の再生プラスチック利用量及び利用率の向上を計画的に行うため、再生プラスチックの利用に関する目標を定めるものとする。

②技術の向上

- 事業者は、再生プラスチックの製造を行う者と協力して、次に掲げる技術の向上に計画的に取り組むものとする。
 - 一 使用済〇〇からプラスチックを効率的に取り出す技術
 - 二 再生プラスチックを〇〇に利用する技術
 - 三 その他の再生プラスチックを利用するために必要な技術

③二酸化炭素の排出量の削減

- 事業者は、再生プラスチックを利用することにより、製品のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量の削減に努めるものとする。

④管理体制の整備

- 事業者は、再生プラスチックの利用に計画的に取り組むための業務を統括管理する者を選任するものとする。
- 事業者は、再生プラスチックの利用量を定期的に計測し、及びその結果を記録するものとする。

再生材利用に関する計画作成

- 今後、省令において、脱炭素化再生資源の利用に関する計画の様式を定める予定。

計画フォーマットのイメージ

I 再生プラスチックの利用に関する目標

	〇〇年目標（5年以内）	〇〇年目標（15年以内）
自ら製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量（プラスチック消費量に対する再生プラスチックの利用量の比率）		
その事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量（プラスチック消費量に対する再生プラスチックの利用量の比率）		
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の脱炭素化再生資源の利用量（プラスチック消費量に対する再生プラスチックの利用量の比率）		

II 計画内容

(1) 技術の向上

(2) その他（管理体制の整備等）

再生材利用計画・定期報告のスケジュール

2026年4月1日：改正資源法の施行

2027年6月末日 \times （P）：再生材利用計画提出

2028年度以降（6月末日 \times （P））：前年度実績の定期報告提出